

1/13 会員集会「憲法改正国民投票法案について」 日弁連意見書(案)めぐり議論白熱

●憲法改正国民投票法制定への動き

政党から憲法改正に関する意見や論点整理が公表される一方、改憲に向けた動きに反対して憲法を護ろうとする動きも広がっている。与党は、かねてから、憲法改正国民投票法の早期成立をめざすとの方針を公表していたが、2004年12月3日、国民投票法等に関する与党協議会は、同与党協議会実務者会議から、「日本国憲法改正国民投票法案」と同法案の審査及び起草権限を衆参両院の憲法調査会に付与する「国会法改正案」を次の常会に提出するとの報告を受け、これを了承した。同報告によれば、2001年11月に憲法調査推進議員連盟が公表した日本国憲法改正国民投票法案（以下、「議連案」という）に若干の修正を加えたものを「日本国憲法国民投票法案骨子(案)」（以下、「法案骨子」という）とし、今後、与党はこの「法案骨子」を基に法案化の作業をすすめるとのことである。

●日弁連意見書(案)

このような動きに対して、日弁連は、日弁連憲法委員会が提案した「日本国憲法改正国民投票法案に関する意見書(案)」を基にして、単位会に対する意見照会や理事会での議論を経て、修正を加えつつ、さらに議論をすすめている。

意見書案は、今この時期に、憲法改正を目的とした憲法改正国民投票法を制定すること自体の是非をめぐっても世上論議が存することについて十分配慮しつつも、事の緊急性と重要性に鑑み、議連案及びこれに修正を加えた法案骨子に対して、次のような問題点を指摘して、法案の国会提出に先立ち、関係機関、関係各位に対し、慎重な対応がなされることを求めようとするものである。

①憲法の複数の条項について改正案が発議された場合（たとえば、環境権の新設、首相公選制の新設、第9条改正の3点が改正事項として提案されたような場合）、投票者の意思が投票結果に正確に反映されるよう、一括して賛否を問う

投票方法ではなく、国民が条項ごと、あるいは問題点ごとに個別に賛否の意思を表明しうる発議方法及び投票方法とするべきである。このことは、憲法の一部改正の場合のみならず、全面改正の場合についても妥当するものである。

②国民投票にあたっては、何よりも国民にできる限りの情報提供がなされ、広く深く国民的議論がなされることが必要である。そのためには、表現の自由、国民投票運動の自由が最大限尊重されなければならない。法案骨子は国民投票運動の自由、特にマスコミ等の報道の自由を過度に規制するものである。

③発議から投票までの期間は、法案骨子が定めるような「30日以後90日以内の内閣が定める日」では、あまりに短期に過ぎる。国民が十分に議論をし、問題点を認識して改正をするか否かについての確かな判断をなし得るに必要な期間が保障されるべきである。

④法案骨子は、憲法改正に賛成する投票の数が有効投票総数の2分の1を超えた場合に国民の承認があったものとするが、現に改正に賛成する者の数が過半数を超えるか否かにより国民の承認の成否を定めるべきであり、少なくとも賛成票が投票総数の2分の1を超えることを要件とするべきである。

⑤法案骨子には、国民投票が有効に成立するための投票率に関する規定がないが、投票率が一定割合に達しない場合には、憲法改正を承認するかどうかについての国民の意思を十分に、かつ正確に反映するものとはいえず、少なくとも投票率に関する規定を設けるべきである。

⑥法案骨子は、国民投票無効訴訟について、提訴期間を投票結果の告示の日から30日以内というあまりに短い期間としていること、一審の管轄裁判所を東京高等裁判所に限定し国民の司法審査を受ける権利を十分に保障していないことなど問題が多く、さらに慎重な議論がなされるべきである。

なお、投票権者につき、法案骨子は選挙権者と同じ、すなわち20歳以上の者としていることについても、18歳以上の者には投票権を認めるべきではないかとの議論もなされている。

●会員集会の開催

東弁では、この意見書案に対して、各委員会に意見照会をし、回答書を日弁連に提出してきた。さらに広く会員の意見を聞いて議論をするべく、2005年1月13日に会員集会を開催した。

筆者は日弁連憲法委員会事務局長として、意見書を提案し、同日も意見書案の説明や経過報告をさせていただいた。

同日は、意見書の内容よりも、日弁連が今この時期にこのような意見書を公表することの是非に集中した。

まず、「弁護士会としては、今日の憲法改正、特に憲法9条を改正しようとする動きに反対するべきであり、このような憲法改正のための国民投票法の制定にこそ反対するべきであって、内容に立ち入った意見を公表することは、憲法改正に

賛成するかの印象を与えかねず、反対である」という反対意見が述べられた。

これに対し、「憲法改正に反対するにしても、仮に国会から憲法改正案が発議された場合に、このような国民投票法では国民の意思を十分に反映できないおそれが強いこと、法案骨子にはあまりに問題があることから、弁護士会は、きちんと問題点を指摘すべきである」「日弁連が意見書を公表するとしても、その時期は国会情勢を把握しつつ、慎重に見極めるべきである」との賛成意見が出された。

いずれも、憲法改正に反対することを前提とした意見であったが、憲法改正の是非については、会員の中にも多様な意見が存することを指摘する意見もあった。

憲法改正についての問題の深さをより一層感じるとともに、今後ますます会内において議論の場を広げる必要を感じさせられた会員集会であった。

(憲法問題等特別委員会副委員長 菅沼 一王)

2005年度東弁役員等選挙

次期会長に柳瀬康治会員が当選、副会長・監事は無投票

2005年度東弁会長、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員の選挙が1月24日に告示され、2月4日に投票が行われた。会長には柳瀬康治会員と中本源太郎会員が立候補し、2年ぶりの選挙となった。常議員には定員80名に対し81名、日弁連代議員には定員95名に対し100名の立候補があり投票となった。副会長、監事は定員を超えず無投票となった。



選挙結果

【会長】投票

当選 柳瀬 康治 (21期) 2512票

次点 中本源太郎 (28期) 1049票

投票率 78.03% 有権者数 4704人

【副会長】無投票当選／届出順

川合 善明 (31期) 富田 秀実 (34期)

安井 規雄 (34期) 伊藤 茂昭 (32期)

桑原 周成 (33期) 塩川 治郎 (34期)

【監事】無投票当選／届出順

白井 剣 (37期) 笹浪 雅義 (41期)

*常議員、日弁連代議員氏名はLIBRA4月号に掲載予定